

# 被災された事業主のみなさまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

## 1. 労働保険料・一般拠出金の申告・納期限の指定についてのお知らせ

以下の対象地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の申告手続や、納付についての期限を延長していましたが、その申告・納期限については、以下のとおり決定されました。

### 【対象地域】

岡山県 岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町

広島県 広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

山口県 岩国市周東町

愛媛県 宇和島市、大洲市、西予市

### 【延長後の申告・納期限】

平成30年11月27日（火）

### 【対象となる労働保険料など】

平成30年7月5日から平成30年11月26日までに申告・納期限が到来する労働保険料・一般拠出金

※ 申告の手続は、上記申告期限までに行っていただきますよう、お願いいたします。

※ 岡山県倉敷市真備町については、今後別途決定されます。

## 2. 納付の猶予 ※申告手続と合わせて、申請が必要です

平成30年7月豪雨により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**いたします。

※保険料を免除するものではありませんので御留意ください。

【対象地域】 **すべての地域で申請可能**

【要件】 **事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと**

 このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]にお尋ねください。